

令和 2 年度 里夏祭り事業補助金 評価表 NO. 41

所管部課名	観光・シティセールス課	担当者	米山 隼人					
事務事業名	観光イベント事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
令和2年度 予算額	180千円	国県支出金 千円	一般財源 180千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	里夏祭りの観客数		約5,000人		令和7年度			
成果指標②								
補助対象者	里夏祭り実行委員会							
補助対象経費	(1) 会場設営に係る経費 (2) 印刷製本費 (3) 前2号に掲げるもののほか、里夏祭り事業の開催に当たり必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	里夏祭り事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	里夏祭り事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。							
上記項目の積算方法	イベント実施団体からの要望及び、実績による							
補助を受ける3カ年事業の決算状況等の	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	1,783,360	69.7%	1,378,356	85.4%	1,299,003	84.4%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	10,008	0.4%	4	0.0%	3	0.0%
		寄付金・その他助成	1,773,352	69.3%	1,378,352	85.4%	1,299,000	84.4%
		市補助金	180,000	7.0%	180,000	11.2%	180,000	11.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)	595,199	23.3%	55,992	3.5%	59,636	3.9%
	計	2,558,559	100.0%	1,614,348	100.0%	1,538,639	100.0%	
	支出	事業費	2,459,842	96.1%	1,527,648	94.6%	1,477,826	96.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	42,725	1.7%	27,064	1.7%	25,230	1.6%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	55,992	2.2%	59,636	3.7%	35,583	2.3%
計	2,558,559	100.0%	1,614,348	100.0%	1,538,639	100.0%		
支出計/前年度支出計				63.1%		95.3%		
自己資金/前年度自己資金				77.3%		94.2%		
翌年度繰越金/市補助金		31.1%		33.1%		19.8%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		1,050		1,260		1,057		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度評価「現状のまま継続」 ・繰越金が多額となっているため、有効活用を図りたい。 【前回評価への回答】繰越金を利用して平成29年第30回記念大会時に歌謡ショーを開催した。 【事業のPR方法】ポスターチラシによる周知を行っている。 【費用対効果】島外の観光客も含め本市のPRにつながっている。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし							



## 里夏祭り事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる里夏祭り事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 里夏祭り事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、観光の振興及び地域の活性化に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 里夏祭り事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 里夏祭り事業補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 会場設営に係る経費
- (2) 印刷製本費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、里夏祭り事業の開催に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 里夏祭り事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月31日とする。

(交付の基準)

第6条 里夏祭り事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に里夏祭り事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 里夏祭り事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第 8 条 里夏祭り事業補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、里夏祭りの観客数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 9 条 里夏祭り事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。